

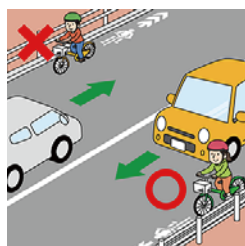


自転車の事故対策

道路交通法の改正により、自転車の運転中における飲酒運転や携帯電話使用等(ながら運転)の罰則が整備され、今後2年以内に施行される見通しとなっており、自転車事故に対する対策が重要視されています。市内では、令和5年、6年と自転車の死亡事故が発生しており、より一層乗り方への注意が必要です。自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられ車両の仲間であるため、守らなければならない交通ルールがあります。「自転車安全利用五則」を守り、安全な運転をしましょう。

自転車安全利用 五則

Check! 01 車道が原則、左側を通行&歩道は例外、歩行者を優先



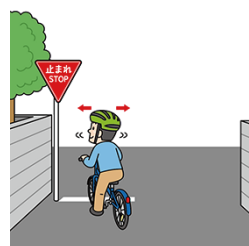
自転車は、歩行者との事故を防ぐため、車道の左側を一列で走りましょう。

自転車が例外的に歩道を通行できる場合

- ①「普通自転車歩道通行可」の標識・表示がある
- ②13歳未満や70歳以上、体の不自由な人が運転している
- ③道路工事をしていたり、交通量が多く道幅が狭かったりするなど、通行の安全確保のためやむを得ない場合



Check! 02 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



自転車事故の多くは交差点で発生しています。必ず止まって左右と後方の安全を確認しましょう。

Check! 03 夜間はライトを点灯



ヘッドライトや自転車のセーフティライトを付けましょう。反射材を付けて自分の存在を知らせることも、夕暮れ時から夜間の交通事故防止に効果的です。

Check! 04 飲酒運転は禁止



自転車も車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転をしてはいけません。

Check! 05 ヘルメットを着用



自転車運転中のヘルメット着用が努力義務に！

ヘルメットを着用せず、交通事故に遭った場合、頭部損傷等の大けがにつながる恐れがあります。保護者の皆さんもヘルメットを着用して子どもの手本になりましょう。

運転中の「ながらスマホ」は



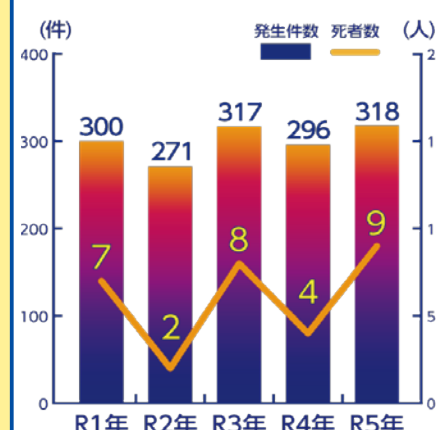
自転車を運転しながらスマートフォンや携帯電話を操作する行為は非常に危険です



守ろう！ 交通ルール



市内の人身事故発生件数



【資料提供】古河警察署

市内では、令和5年中に318件の人身事故が発生し、9人の尊い命が奪われています。昨年の交通事故死者数は古河市が県内の市町村で最も多く、今年も8月1日現在では死者数が5人となり、昨年を上回るペースで推移している状況です。交通事故のない安全な社会を実現するためには、一人一人が交通ルールやマナーを守り、行動する必要があります。

9月21日～30日は「秋の全国交通安全運動」の期間となります。その中でも9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」として定められた強化日です。期間中には、市や古河警察署、古河地区交通安全協会などが協力して啓発活動を実施します。

また、9月は徐々に日没の時刻が早まることもあり、17時～19時ごろの夕暮れ時にも注意が必要です。事故を未然に防ぐため、交通ルールや交通事故の防止対策について再確認してみませんか。